

令和6年第1回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

令和6年4月30日(火) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	教 育 推 進 課 長	吉田 裕一
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議会事務局リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	-----------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

第 4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

第 5 議案第1号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

第 6 常任委員会委員の選任について

第 7 議会運営委員会委員の選任について

第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程

第1 議長辞職について

第2 議長選挙

第3 副議長辞職について

第4 副議長選挙

開 会

午前１０時００分

議長（浅野 勉） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（浅野 勉） 只今から令和６年第１回安堵町議会臨時会を開会します。

出席議員は９名です。

定足数に達していますので会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆様、おはようございます。非常に、吹く風もさわやかで、若葉の季節となりました。私ごとではございますが、４月２３日に「春の園遊会」に招待され、赤坂御苑にて参列をさせていただきました。大変名誉なことと感激をしているところでもございます。

また、令和６年度より新規で事業を開始いたしました「高齢者タクシー利用料助成事業」でございますが、４月２６日現在で、いわゆる券を取りに来た方ですね、申請件数が３３４件と、好評をいただいているところでもございます。

そのような折ではございますが、令和６年第１回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、今回提出する案件ですが、報告が２件、補正予算が１件の合計３件でござ

います。

御審議いただく前に、各案件について順を追って、その概略を説明させていただきます。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行ということでございますので、本町の税条例について所要の改正を行うことを専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法施行令の一部改正する政令等が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例について所要の改正を行うことを専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

次に、議案第1号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」は、小中学校の教職員をサポートする業務支援員を任用するため、必要な経費を補正するものでございます。奈良県からの補助金に関する通知が3月末にあり、4月に経費の算定ができたため、予算の補正を行うものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました但、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（浅野 勉） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、3番 森田裕康議員、4番 福井保夫議員を指名します。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日のみ、1日間にしたいと思います。

御異議は、ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日のみ、1日間とすることに決定しました。

議長(浅野 勉) 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町税条例の一部を改正する条例について)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長(勝井 顯) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。勝井税務課長。

(勝井税務課長 登壇)

税務課長(勝井 顯) おはようございます。税務課の勝井です。よろしくお願いいたします。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町税条例の一部を改正する条例について)」を説明させていただきます。

本税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されたことに伴いまして、令和6年度以降の賦課及び手続き等に影響を及ぼしますので、専決処分とさせていただきます。

主な改正内容でございますが、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき1万円の減税に係る規定の新設・追加。

固定資産税(土地)の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年間延長する規定の整備。

固定資産税の特例措置に係る、わがまち特例の割合を定める規定を新設。

その他、法律改正に合わせる改正及び条例の項ズレ等の改正でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。議案書17ページの新旧対照表をお願いいたします。

第51条の改正は、災害などで被災された場合に職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

第56条の改正は、法律改正に合わせた改正でございます。

次の18ページから19ページにかけての第71条及び第119条の3の改正は、災害等で被災された場合に職権による減免を可能とする規定の追加でございます。

次の19ページの附則第4条の2の改正は、単に課税標準の計算を定めるものであることから、規定を削除する改正でございます。

次の20ページにかけての附則第6条の改正は、法律改正に合わせた改正でございます。

次の20ページ、附則第7条の5、22ページにかけての附則第7条の6、27ページにかけての附則第7条の7及び27ページの附則第7条の8は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

次の27ページから28ページにかけての附則第8条の改正は、条例の条ズレ及び法律改正に合わせる改正でございます。

次の28ページから29ページにかけての附則第10条の2の改正は、再生可能エネルギー発電に係る課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備等の課税標準の特例措置の規定の新設及び法律改正による項ズレの反映に伴う改正でございます。

29ページから32ページにかけての附則第10条の3の改正は、認定長期優良住宅に係る申告の特例についての規定整備、施行規則改正に合わせた改正及び条例の項ズレに伴う改正でございます。

次の32ページの附則第11条及び附則第11条の2、32ページから34ページにかけての附則第12条、34ページから35ページにかけての附則第13条、35ページから36ページにかけての附則第15条は、固定資産税（土地）の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年間延長する規定の整備に伴う改正でございます。

次の36ページの附則第16条の3第3項及び附則第16条の4第3項、37ページにかけての附則第17条第3項、37ページの附則第18条第5項及び附則第19条第2項、38ページの附則第20条第2項並びに附則第20条の2第2項及び第5項、39ページにかけての附則第20条の3第2項及び第5項は、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の分離課税分等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加に伴う改正でございます。

なお、本条例の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第１号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和６年４月３０日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月３０日専決、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第１号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第１号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。吉田課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願い申し上げます。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことから、安堵町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しとして、低所得者に対しまして、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準が拡充されるものでございます。また、本改正につきましては、今年度の賦課に係るものですので、令和6年3月30日の専決処分とし、令和6年4月1日施行とさせていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。議案書の2ページ、新旧対照表の1ページの下段をお願いいたします。

第22条第2号につきましては、5割軽減世帯の拡充措置で、軽減判定基準額の算定の一人あたりの額を下線部「29万円」から「29万5,000円」に拡充いたします。

次に、議案書の3ページ、新旧対照表の2ページの下段をお願いいたします。同条第3号につきましては、2割軽減対象世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の一人あたりの額を下線部「53万5,000円」から「54万5,000円」に拡充いたします。

以上です。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和６年４月３０日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月３０日専決、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。
御審議、御承認の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第２号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第２号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第５ 議案第１号「令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第１号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第1号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、学校現場の教職員をサポートする業務支援員を小学校中学校にそれぞれ1名を配置するためのもので、本事業の歳入に係る「教員業務支援員配置促進事業費補助金」に関する通知が年度末にあったため、令和6年度当初予算に計上できなかったことから補正予算を計上するものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書10ページをお願いいたします。

3 歳出、9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費で126万2,000円の増額。

1ページ戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

2 歳入、15款 県支出金、2項 県補助金、5目 教育費補助金で、同額の126万2,000円の増額。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年4月30日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ126万2,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,126万2,000円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年４月３０日提出、安堵町長 西本安博。

３ページをお願いいたします。第１表 歳入歳出予算補正、歳入。１５款 県支出金、２項 県補助金、補正前の額５，８７４万７，０００円、補正額１２６万２，０００円、計６，０００万９，０００円。

歳入合計、補正前の額４１億７，０００万円、補正額１２６万２，０００円、計４１億７，１２６万２，０００円。

次のページをお願いいたします。歳出。９款 教育費、１項 教育総務費、補正前の額１億１，６７９万２，０００円、補正額１２６万２，０００円、計１億１，８０５万４，０００円。

歳出合計、補正前の額４１億７，０００万円、補正額１２６万２，０００円、計４１億７，１２６万２，０００円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議のうえ、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第１号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) 只今、10時23分です。

10時35分まで、暫時休憩をいたします。

休 憩(午前10時23分)

再 開(午前10時35分)

議長(浅野 勉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

議長辞職に伴う審議を進めていきますので、ここで山岡副議長と交代します。

よろしくお願いします。

(副議長と交代)

副議長(山岡 敏) それでは会議を進めてまいります。

浅野議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(山岡 敏) 異議なしと認めます。

よって「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第Ⅰとして日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長（山岡 敏） 追加日程第Ⅰ「議長辞職について」を議題といたします。
地方自治法第ⅡⅦ条の規定により、浅野議員の退場を求めます。

議長（浅野 勉） はい。

（浅野議長 退場）

副議長（山岡 敏） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（溝本貴宏） それでは朗読いたします。

令和6年4月30日

安堵町議会 副議長 様

安堵町議会 議長 浅野 勉

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長（山岡 敏） はい。

お諮りいたします。

浅野議員の議長辞職を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、浅野議員の議長辞職を許可することを決定いたしました。

浅野議員に入場を求めます。

（職員が、浅野議員を議場へ案内する）

（浅野議員 着席）

副議長（山岡 敏） それでは、浅野議員にお知らせいたします。

只今の議題、「議長辞職について」は、許可されました。

議長辞職の挨拶をお願いいたします。

（浅野議員 登壇）

5 番（浅野 勉） 本日の臨時会におきまして、議長を退任させていただきました。議長をさせていただきました1年間は、私にとりまして議員生活4期目13年目の年にあたり、とても充実をした日々でありました。

振り返れば、広域7か町の議会の方々とのおつきあいは、議員生活においてさらに広い視野に立つことができ、併せて各町ごとの貴重な情報交換の機会になりました。

さらに、安堵町議会におきましては、森田瞳議員をはじめ先輩議員の御指導をありがたく思っております。また、山岡副議長には、特に行政上の法的な相談を多くさせていただき、感謝をいたします。併せて、議員の皆様方には、多くの御支援を賜りましたことに御礼を申し上げます。

登庁するたびに、おいしいお茶のお心配りをいただきました由良さん、ありがとうございました。さらに行動を一緒にしていただきました溝本局長には、広域7か町の議長会の運営及び調整、並びに生駒郡議長会の調整にも携わっていただき、事務局長として数々の御相談と御尽力をいただきました。無事に当職を終えられましたことに深い感謝を申し上げます。

併せて、町長をはじめ行政担当の皆様方には、日頃から詳細なる情報提供をいただき、ありがとうございました。

それでは、これもちまして議長退任の挨拶とさせていただきます。

令和6年4月30日、議員 浅野勉。

（拍手）

副議長（山岡 敏） 只今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって「議長選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

副議長（山岡 敏） 追加日程第2「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法について、副議長が指名することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

議長に森田瞳議員を指名します。

お諮りします。

只今、副議長が指名しました森田瞳議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました森田瞳議員が議場におられますので、議長に当選されました森田瞳議員、安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

森田瞳議員より、議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお受けいたします。

議長（森田 瞳） はい、副議長。

副議長（山岡 敏） はい。森田瞳議員。

（森田議長 登壇）

議長（森田 瞳） 只今、副議長様より私、不肖森田、第10期目の安堵町議長として議員皆様方の満場の御推挙によりまして当選をさせていただきましたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

議長に就任をさせていただきまして、色々と、これからもですね、町の三役の皆さん方、また行政の各所属長の皆さん方と共々、一緒に住民の皆さん方のために、住民の幸せを願うために、しっかりと議会人として私、そしてまた皆様方、町議会の全員ですね、お力によりまして、幸せな未来の安堵町のためにですね、尽力をいたす覚悟でございます。

なお、安堵町におきまして、これは緊急課題といたしましても、遊水地はですね、日々刻刻、今朝も控室へ来させていただきましたら、今現在の遊水地の事業、報告も頂戴をしております、うまく進捗しておられるのだなというような感じもいたしました。

しかしながら、今後、安堵町にとりまして、遊水地としての事業はともかく、今後、安堵町の住民の方々、そしてまた近隣ですね、色々な方面から安堵町へと来ていただく諸準備。いわゆる遊水地の上部の、うまく運営をしていけたらなというような、これはもう喫緊の課題となっておりますことは事実でございます。

この辺は我々、議会も共々ですね、町長をはじめ行政の方々と深く話し合いをさせていただき、また県、そしてまた国の方へと要望をしていくことが、これは喫緊の課題ということも深く認識をしております。

また、令和3年、4年、5年度と、安堵町の行財政改革におきましても、これ実行、実施していただいた訳でございますけれども、いささかながら、私たちの議会の方もですね、色々な事業の中で協力をさせていただいたつもりでございます。

これが今、決算を終えて3年間の総括として今、まとめていただいているだろうというような思いもいたしますけれども、この辺のこの内容をよく我々議会人もですね、認識をしながら、これから行政と話し合っていく、また、これからも続くであろう行財政の改革というものも進んでいかなければならないというような思いもしております。

そして最後に、私、12月本議会におきまして、一般質問の中で安堵町の公共施設の充実、これは色々と不要になったものとか、また改善をしていかなければならないもの。多々、この公共施設も待ち受けとる訳でございますけれども、こうしたことについて我々議会が率先してその内容にですね、我々尽力していかなければならないというような、大きい課題が山積しております。

色々と、この他にも、行政の方々と一緒にですね、我々議会は、先ほど申しましたよ

うに住民の、色々安堵町の住民の方々の幸せをどうして築いていこうかということもモットーにですね、働かせていただきたいと思う次第でございますので、議員諸氏におかれましては一致協力をさせていただいて、すばらしい安堵町の夢の実現のために尽力していくことをお誓い申し上げまして議長就任の挨拶に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(拍手)

副議長（山岡 敏） ありがとうございます。
続きまして、議長章を授与いたします。
森田議長、書記席の前までよろしくお願いいたします。

(議長章の授与)

副議長（山岡 敏） 新議長が決まりましたので、議長と交代させていただきます。

議長（森田 瞳） それでは、副議長と交代いたしまして議事を進めていきます。
先ほど、山岡副議長から副議長の辞職願が提出されております。
お諮りいたします。
「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって「副議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第3「副議長辞職について」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、山岡議員の退場を求めます。

副議長（山岡 敏） はい。

(山岡副議長 退場)

議長（森田 瞳） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（溝本貴宏） はい。それでは朗読いたします。

令和6年4月30日

安堵町議会 議長 様

安堵町議会 副議長 山岡 敏

辞職願

この度、議員申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） お諮りします。

山岡議員の副議長辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって山岡議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

山岡議員に入場を求めます。

(職員が、山岡議員を議場へ案内する)

(山岡議員、着席)

議長（森田 瞳） 山岡議員にお知らせいたします。

只今の議題、「副議長辞職について」は、許可されました。

副議長辞職の挨拶をお受けいたします。

7番（山岡 敏） はい。

議長（森田 瞳） はい。山岡議員。

(山岡議員 登壇)

7 番（山岡 敏） 山岡でございます。先ほど、議長から色々と述べられました。簡単明瞭に挨拶をさせていただきます。

議長補佐として 1 年間、頑張っまいりました。これもひとえに議員皆様方の御支援、御協力によって任務を達成できたと、かように思っております。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、これからは一議員として任期まで一生懸命頑張っまいりたいと思いますので、今後とも御協力、御支援をよろしくお願いいたします。

（拍手）

議長（森田 瞳） 只今、副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって「副議長選挙」を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第 4 「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に浅野勉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

只今、議長が指名いたしました浅野勉議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、只今指名しました浅野勉議員が副議長に当選されました。

浅野議員が議場におられますので、安堵町議会会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

浅野議員より、副議長当選の承諾及び就任の挨拶をお受けいたします。

副議長（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

（浅野副議長 登壇）

副議長（浅野 勉） 本日の臨時会におきまして、副議長に就任をさせていただきました。

副議長は3回目ではありますが、この要職に対する職責の重大さを深く受け止めるとともに、安堵町の議会人の一人として今後とも関係法規や会議原則に基づき、公正と信義に基づき副議長の職務遂行にあたる決意をいたしました。

今後とも、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げ、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

（拍手）

議長（森田 瞳） 日程第6「常任委員会委員の選任について」、議題とします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の定数は議員定数と同じ9人です。安堵町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において全議員を両常任委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、総務産業建設常任委員及び文教厚生常任委員は、全議員を選任することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましても、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、松田勝議員、森田裕康議員、上林勝美議員、山岡敏議員、増井敬史議員、以上5名を選任することに決定いたしました。

正副委員長を互選するため、暫時休憩をいたします。

休 憩（午前10時59分）

再 開（午前11時03分）

議長（森田 瞳） 休憩前に続きまして、事務局から議場で名簿及び議会運営委員会閉会中の継続調査申出書を配布していただきます。

（資料配付）

議長（森田 瞳） 会議を開きます。

各委員会において正副委員長が決まりましたので報告をいたします。

総務産業建設常任委員会の委員長に増井議員、副委員長に森田裕康議員。

文教厚生常任委員会の委員長に松田議員、副委員長に福井議員。

議会運営委員会の委員長に山岡議員、副委員長に増井議員。

また、先ほど、子供及び子育て世代対策特別委員会の正副委員長より辞任の申し出がございました。委員会条例第12条の規定により、委員会において許可されました。

互選により、委員長に福井議員、副委員長に浅野議員と決まりましたので御報告をいたします。

議長（森田 瞳） 日程第8「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会運営に関する事項について安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 最後に、まほろば環境衛生組合議会議員について議長報告をいたします。

まほろば環境衛生組合議会議員は、各町の議長及び選出議員をもって充てると規定されております。

当議会を代表する選出議員として、引き続き森田裕康議員が務めることに決定したことも報告をいたします。

なお、森田裕康議員とともに、本日をもって議長となりました私、森田瞳も組合議会の議員となります。

議長（森田 瞳） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。
会議を閉じます。
令和６年第Ⅰ回安堵町議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会
午前１１時０５分
